

副 議 長 日程第12「議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の主な概要でございますが、家庭的保育事業者等に安全計画の策定等が義務づけられたこと及び自動車を運行する場合の所在の確認などを行うことが義務づけられたことから、国の定める基準に従い、規定を追加及び改正をするものです。また、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する条項の削除及び児童福祉法の一部改正に伴う主務大臣の変更による改正をするものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。1ページ目の下段でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、条例第8条の次に第8条の2、安全計画の策定等として、家庭的保育事業者に利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修、訓練等の安全計画を作成し、その計画に従い必要な措置を講じることの規定を

加えるものです。

また、2ページの第2項といたしまして安全計画の職員への周知、第3項として安全計画の保護者への周知、第4項として安全計画の見直し、変更の規定をそれぞれ加えるものです。

第8条の3、自動車を運行する場合の所在の確認は、利用乳幼児の通園や園外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことの規定を加えるものです。

また、第2項として、送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合には、利用乳幼児の所在を見落とさないようブザー等の装置を設置することと、その装置を用いて乗降車時の際の確認を行うことの規定を追加するものです。

次に、第11条です。社会福祉施設を設置するときの設備及び職員の基準について、改正案のとおり改めるものです。また、民法等の一部を改正する法律により、民法第822条が削除され、関係法令において懲戒が削除されたことに伴いまして、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定している第14条を削除するものです。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、第15条、衛生管理等は、家庭的保育事業者等に感染症、食中毒の予防、蔓延防止のための具体的内容といたしまして、研修及び訓練を実施することを条例に明記するため、改正案のとおり改めるものです。

4ページを御覧ください。第26条につきましては、児童福祉法の一部改正による主務大臣の変更に伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものです。

改正条例本文の2ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。